

セキスイハイムのオーナーのみなさまのためにご用意しました。

セキスイハイム オーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険」は共栄火災海上保険株式会社「個人用火災総合保険（新価・実損払）」のセキスイハイム用販売タイプのペットネームです。



セキスイハイムオーナーのみなさまへ

大切な住まいには末永いゆとりと安心を…。

建物はもちろん、家財や地震に対しても 住まいの保険を総合的にお考えください。

ご存知ですか？

ポイント1

火災保険は火災だけではなく、水濡れ・盗難などの
家庭での日常リスクも補償されます。

ポイント2

家電製品や衣類・食器などは、
建物の保険では補償されません。

ポイント3

地震を原因とする火災は、
火災保険では補償されません。



『建物の保険』

※詳しくは4～6ページをご参照ください。

火災や台風などの自然災害はもちろん、さまざまな費用も補償！
ご契約は、「3タイプ」からお選びいただけます。

お住まいの復旧に必要な「思わぬ費用」もお支払いします。

必要に応じて「さまざまなオプション」をお選びいただけます。

お支払いする保険金は「再調達価額」を基準として算出されますので、ご安心ください。

〈建物を協定再調達価額でご契約いただいた場合〉

**ご契約時の保険金額を限度に、
損害額を全額補償！**

ご契約時に適正に評価



契約時評価額 2,000万円

保険金額 2,000万円

5年後



**セキスイハイム
オーナーズ保険**

ご契約時の評価額に基づき、保険
金をお支払いしますので、保険金
額を限度に全額を補償します。

**従来の
火災保険*1は…**

保険金のお支払い時に再度評価するた
め、事故発生時(再評価時)の物価変動
などにより、ご契約時の保険金額の全
額が補償されない場合があります。

●「セキスイハイムオーナーズ保険」は、建物に「評価済保険」を導入します。この「評価済保険」では、ご契約時に建物の再調達価額を適正に評価した上で、その評価額の100%で保険金額を設定します。

●保険金のお支払い時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いしますので、全損時には保険金額がそのまま受取保険金となります。(自己負担額は差し引かれます。)

※保険期間が5年を超えるご契約には、「保険金額調整等に関する追加特約」がセットされ、将来の物価が5%を超えて下落した場合は、保険金額の調整についてお客様に共栄火災からご案内します。

*1 従来の火災保険とは、共栄火災の住宅総合保険等をいいます。

『家財の保険』で大切な家財もしっかり補償!

※詳しくは4～6ページをご参照ください。

思いもよらないリスクから家族の必需品を守ります!

建物の保険では家財は補償されません。
家財の損害については、別途家財の保険を
ご契約いただく必要があります。

家財の値段(価額)は予想以上に高額です!

ご夫婦とお子様2名(世帯主の年齢30歳代)でお住まいの
方の一例です。再調達価額で算出したものです。

キッチン、バスルーム

食器戸棚	11万円
冷蔵庫、オープン	23万円
食器類、調理器具	25万円
食堂テーブル・いす	10万円
洗濯機	12万円
その他	29万円

計 110万円

リビングルーム

応接セット、サイドボード	25万円
じゅうたん、カーテン等	10万円
テレビ、DVD	42万円
ステレオ、CD	28万円
パソコン、プリンター等	48万円
その他	25万円

計 178万円

和室

和・洋タンス、整理タンス	44万円
婦人和服	120万円
紳士・婦人コート、スーツ、他衣類	466万円
寝具(客用含む)	14万円
本棚、書籍	19万円
化粧台、化粧品一式	25万円
その他	110万円

計 798万円

子供部屋

学習用具(机、本棚等2人分)

学習用具(机、本棚等2人分)	17万円
寝具(2人分)	17万円
衣類(2人分)	105万円
おもちゃ一式	21万円
その他	43万円

計 203万円

なんと…合計 1,289万円

標準世帯における家財の評価額のめやす

下表は標準例ですので、実態に即し適宜調整をして、ご契約ください。
1点または1組が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等は含まれて
おりません。

(平成22年1月現在)

世帯主の年齢	ご夫婦のみ	ご夫婦と子供2人
28歳未満	540万円	700万円
28歳以上33歳未満	730万円	890万円
33歳以上38歳未満	1,040万円	1,190万円
38歳以上43歳未満	1,260万円	1,440万円
43歳以上48歳未満	1,440万円	1,600万円
48歳以上	1,530万円	1,680万円

宝石・貴金属・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものや
稿本・設計書類の明記物件*2は、保険証券に明記して家財に含めます。

*2 明記物件のうち、宝石・貴金属・美術品等で1個または1組の価額が
30万円を超えるものについては、保険証券に明記し忘れた場合で
も、保険期間を通じて1回に限り、1個または1組につき30万円を限
度として補償の対象となります(300万円または家財の保険金額の
いずれか低い額が限度)。なお、事故が生じた後は、明記し忘れた
明記物件を遅滞なく保険証券に明記する手続が必要となります。

家財単独プランもご選択いただけます。

保険期間…………… 最長36年まで

ご契約対象…………… 住居用の建物に収容される家財

保険金額設定方法…………… 再調達価額以下で100万円以上(1万円単位)

『地震保険』もプラスして万一の備えを!

※詳しくは6ページをご参照ください。

大地震での近所からの「もらい火」なども補償します!

火災保険では、地震・噴火・津波を原因とする火災等の損害については
地震火災費用保険金を除き、保険金は支払われません。

地震等による損害については、別途地震保険をご契約いただく必要があります。



セキスイハイムオーナーのみなさまへ
大切な住まいには末永いゆとりと安心を…。

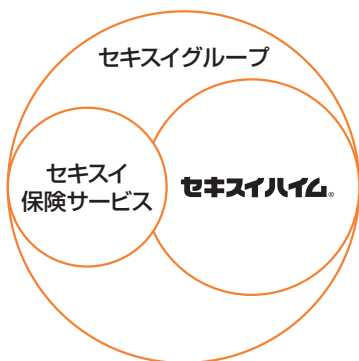
セキスイグループの総合サポートで 保険をより身近で、より安心にお届けします。

「セキスイハイムオーナーズ保険」はセキスイハイム・ツーユーホームをお建ていただいた
オーナー様のためにご用意させていただきました住まいの保険です。

万一、事故の場合にはセキスイグループ丸となって
総合的な安心サポートをご提供いたします。



セキスイハイムオーナーズ保険



セキスイハイムの担当に連絡をいただくだけで、
その後の補修や保険金のご請求はグループ内で
連携をとり、対応させていただきます。

事故発生

一般の火災保険

保険代理店

住宅業者

インテリア
エクステリア
業者

補修依頼から保険金のご請求まで、
それぞれに連絡、対応していただく
必要があります。

例えば…こんな時、保険でいくら補償されるの!?

過去に起こった事例のご紹介

火災リスク

火災、破裂、爆発(建物)

リビングルームで
火災が発生、出火元は
水槽の殺菌灯だった



支払保険金 ……約 **730万円**
(壁・床・天井・建具など)

落雷(家財)

落雷による過電流で
テレビ・ビデオなどが
破損した



支払保険金 ……約 **13万円**
(テレビ・ビデオデッキ)

自然災害リスク

水災(建物)

平成16年の
台風16号の大雨で
床上浸水となった



支払保険金 ……約 **1,060万円**
(内装・床組・建具など)

風災、ひょう災(建物)

平成18年の
台風13号で建物が
被害を受けた



支払保険金 ……約 **580万円**
(外壁・シャッター・フェンス・カーポート屋根など)

日常災害リスク

物体の落下・飛来・衝突等(建物)

ガレージに
バイクが衝突し、
門扉が動かなくなった



支払保険金 ……約 **39万円**
(ガレージ門扉)

盗難(家財)

空き巣に入られ、
現金約9万円と指輪や
腕時計などを盗まれた



支払保険金 ……約 **127万円**
(指輪・現金・デジタルカメラ・腕時計など)

※ご加入のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。

建物・家財にかかわるリスクと、復旧に必要な修理費用もしっかり補償します 3タイプの『セキスイハイムオーナーズ保険』をご



実際にかかった修理費を基準に保険金をお支払

ご契約タイプは、お客様のご希望にあわせてお選びいただけます。

		火災リスク		自然災
		1 火災、破裂、爆発	2 落雷	3 風災、ひょう災、雪災
建物	建物			
	家財			
ワイドタイプ		☒ 建物 ☒ 家財		
スタンダードタイプ		☒ 建物 ☒ 家財		
スリムタイプ		☒ 建物 ☒ 家財		

すべてのリスク共通の自己負担額は1万円です。

お支払いする保険金は **損害額(修理費) - 自己負担額** です。(支払限度額(保険金額)を上限とします。)

自己負担額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。

さらに、思わぬ出費もカバーされるので安心!

損害保険金(1~9)以外にも、さまざまな費用をお支払いします。



費用リスク		
A 臨時費用 保険金	B 損害防止費用 保険金	C 残存物取片づけ費用 保険金

す。
用意しました。

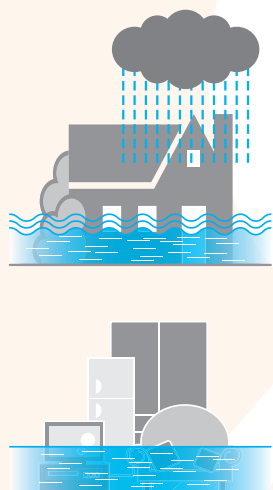
いします!



害リスク

日常災害リスク

4 水災 *1



5 水濡れ *2



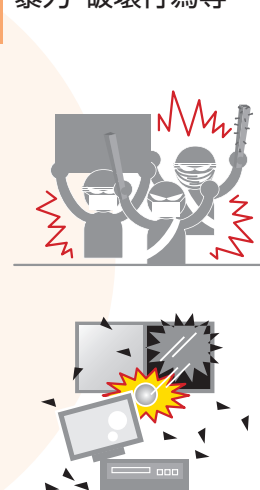
6 盗難



7 建物外部からの
物体の落下・飛来・
衝突等



8 労働争議に伴う
暴力・破壊行為等



補償しません

*1 台風・暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ等による損害をいいます。

床上浸水、または地盤面から45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合に補償します。

*2 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。

家財の盗難事故の場合、保険証券記載の建物内に収容される通貨等は20万円、預貯金証書は200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。
※家財保険をご契約の場合のみ補償します。

※お支払いする保険金の概要については7～8ページをご参照ください。

※B～Fの費用の合計額は損害保険金のお支払い額を上限とします。



D 地震火災費用
保険金

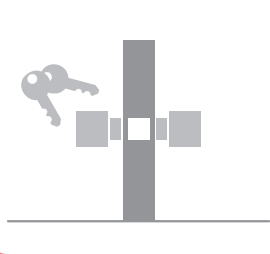


E 水道管修理費用
保険金



費用リスク

F ドアロック交換費用
保険金



ワイドタイプ特典

いざという時、頼りにな

カギ開け・配水管のつまり等、すぐに来てほしいなどの“住

カギのトラブル

サービス対象の建物(専有部分)の玄関のカギの紛失時など、一般的な住宅のカギの解錠・破錠作業を無料で行います。

水まわりのトラブル

サービス対象の建物内(専有部分)の水まわりトラブル時に、作業時間30分程度で特殊作業を必要としない応急修理を無料で行います。

※部品交換が必要な場合や30分程度の応急修理を超える特殊作業を必要とする場合は、お客さまの実費負担となります。

- 「セキスイハイム」のサービスは、専有部分のみに提供し、共有部分には、オペレーターが対応させていただきます。
- 「セキスイハイム」のサービスは、住居部分に限ります。
- 無料サービスは、一部(離島)地域を除きます。
- ※一部(離島)地域は、別途料金がかかります。
- ※一部(離島)地域は、別途料金がかかります。
- ※一部(離島)地域は、別途料金がかかります。



さらに、オプション(追加の補償)もご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。

Option

9 左記以外の
偶然な事故による
破損等



賠償責任リスク

G 個人賠償責任特約 *3 *4
(国内外補償・示談代行なし)
他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の賠償費用を補償します。

支払限度額(1事故あたり):1億円

その他のリスク

H 類焼損害特約
ご自宅からの出火により、ご近所の住宅や家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を補償します。

支払限度額(1事故あたり):1億円

*3 被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の特約をご契約されている場合には、補償が重複する場合があります。ご契約にあたっては、他の保険の特約の補償内容を十分ご確認ください。

*4 この特約は「本人」の指定が必要です。「本人」とは主契約の被保険者または契約者で、かつ保険の対象である住宅に居住している方となります。

□『地震保険』もプラスして万一の備えを!

地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする
火災・損壊・埋没・流失によって建物や家財に一定の損害が生じた場合に
保険金をお支払いします。

「火災保険」では、地震・噴火・またはこれらによる津波を原因とする火災等の損害については地震火災費用保険金を除き、保険金は支払われません。地震等による損害については、別途地震保険をご契約いただく必要があります。

地震による火災で
建物や家財が
焼失した



地震で
建物や家財が
損壊した



津波によって
建物や家財が
流失した



住まいの
助っ人くん 24時間・365日無料
「住まいのトラブル」に専門のスタッフを手配します。

「タイムオーナーズ保険ワイドタイプ」のご契約者(契約者ご家族を含みます。)に対して、事前に専用ダイヤルにいただきオペレーターが手配したものに限り、サービスいたします。なお、専用ダイヤルにお電話いただいたオペレーターが保険証券番号または契約者名を確認でき、「セキスイハイムオーナーズ保険ワイドタイプ」のご契約者であるかの確認をさせていただきます。

「タイムオーナーズ保険ワイドタイプ」のご契約者のみご利用は、1年につき1回に限ります。地域によっては、本サービスをご提供できない場合があります。地域によっては、現場急行に時間を要する場合があります。今後、サービス内容が予告なく変更される場合があります。

損害の程度 *5	お支払いする保険金の額
全 損	地震保険のご契約金額の100% (時価が限度) *6
半 損	地震保険のご契約金額の50% (時価の50%が限度) *6
一 部 損	地震保険のご契約金額の5% (時価の5%が限度) *6

*5 認定方法については「約款冊子」をご参照ください。

*6 時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

- 地震保険は火災保険とあわせてご加入いただきます。(火災保険のご契約期間の途中でご加入いただくことも可能です。)
- お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円(平成22年1月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減される場合があります。
- 一定の適用条件を満たした場合、保険料の割引があります。詳細につきましては「重要事項説明」をご参照ください。

お支払いする保険金の概要

※詳細につきましては、「重要事項説明」をご確認ください。

補償の種類		保険金をお支払いする場合
基本契約／損害保険金	1 火災、破裂、爆発 2 落雷	火災、破裂、爆発または落雷によって保険の対象が損害を受けた場合
	3 風災、ひょう災、雪災	風災、ひょう災または雪災によって保険の対象が損害を受けた場合（洪水、高潮等を除きます。） 雨、雪、ひょうまたは砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた場合に限りです。
	4 水災	台風、暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ等によって保険の対象が次の(1)または(2)のいずれかに該当する損害を受けた場合 (1)建物の協定再調達価額または家財の再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (2)床上浸水*1を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合 *1 居住の用に供する部分の床（土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。）より45cmを超える浸水をいいます。
	5 水濡れ	給排水設備に生じた事故（ただし、その給排水設備自体に生じた損害を除きます。）に伴う漏水、放水などによって損害を受けた場合
	6 盗難	(1)建物、家財の盗難によって生じた盗取、損傷、汚損 (2)通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難（保険の対象を家財とした場合） ●盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額に含まれます。ただし、(2)の場合には再調達価額を限度とします。 ●預貯金証書の盗難による損害は、次の⑦から⑨が条件となります。 ⑦ご契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと ⑧盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと ⑨ご契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと
	7 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊 等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害を受けた場合
	8 騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴力行為	騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合
	9 上記以外の偶然な事故による破損等（不測かつ突発的な事故）	1から8を除き、保険の対象が損害を受けた場合 ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊を除きます。
基本契約／費用保険金	A 臨時費用	1から9の損害保険金が支払われる場合
	B 損害防止費用	1、2の事故による損害の発生および拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合
	C 残存物取片づけ費用	1から9の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生した場合
	D 地震火災費用	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により保険の対象が損害を受け、建物が半焼*2以上または家財が全焼*3となった場合 *2 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延床面積に対する割合が20%以上となった場合 *3 家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合（明記物件は含みません。）
	E 水道管修理費用	専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理した場合（パッキングのみに生じた損壊を除きます。） ただし、保険の対象が家財のみの場合は補償されません。
特約	F ドアロック交換費用特約	日本国内で、建物のドアの鍵が盗まれ、ドアの錠の交換費用を支出した場合
	G 個人賠償責任特約（国内外補償・示談代行なし）	被保険者（保険の補償を受けられる方：被保険者本人、被保険者本人の配偶者またはその「同居の親族および別居の未婚の子」）が、日本国内外で次の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●保険証券記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
	H 類焼損害特約	火災、破裂または爆発によって、類焼補償対象となる近隣の住宅建物および家財に損害を与えた場合

お支払いする保険金

建物

次の算式により算出した額とします。
ただし、主契約の保険金額を限度とします。

$$\text{損害額}^{*4} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$

*4 損害額とは再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度)

建物のみが保険の対象である場合は、**6**の通貨、預貯金証書等の盗難は補償されません。

家財

次の算式により算出した額とします。
ただし、主契約の保険金額を限度とします。

$$\text{損害額}^{*5} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$

*5 損害額とは再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度)
ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。

明記物件の盗難の場合は1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに下表の金額を限度として、損害額を支払います。

事故の種類	限度額
通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

- ◆損害保険金に10%を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。
- ◆臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金をお支払いします。

消火薬剤等の再取得費用、消火活動により損傷した物の修理費用または再取得費用、消火活動のために緊急に投入された人員または機材にかかる費用(謝礼等は除きます。)

- ◆損害保険金の10%を限度に、残存物取片づけ費用の額をお支払いします。
- ◆残存物取片づけ費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。

- ◆次の算式によって算出した額をお支払いします。
保険金額×支払割合(5%)＝地震火災費用保険金の額
- ◆上記の場合において、72時間以内に生じた2回以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度に、水道管修理費用をお支払いします。

- ◆1回の事故につき3万円を限度にドアロック交換費用をお支払いします。
- ◆ドアロック交換費用とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額がご契約金額を超えるときでも、ドアロック交換費用をお支払いします。

次の①および②を1億円を限度にお支払いします。

- ①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
- ②被保険者が支出した次の費用 ●損害防止費用 ●権利保全行使費用 ●緊急措置費用 ●共栄火災による解決費用 ●損害賠償解決費用

類焼補償の対象となる近隣の住宅建物および家財の損害額(再調達価額を基準として算出します。)から他の保険契約(類焼先で契約している火災保険等)から支払われる保険金の額を差し引いた額を1億円を限度にお支払いします。(保険期間を通じて1億円が限度となります。ただし、長期契約の場合は、各契約年度1年間ごとに1億円が限度となります。)

保険金をお支払いできない主な場合等

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①ご契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②家財の置き忘れまたは紛失
- ③家財が建物外にある間に生じた事故
- ④運送業者等に託されている間に生じた事故
- ⑤戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ⑥地震・噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金については、保険金をお支払いします。)
- ⑦核燃料物質に起因する事故

上記①から⑦のほか、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、**9**の「偶然な事故による破損等(不測かつ突発的な事故)」の損害保険金をお支払いできません。

- ①差押え等公権力の行使に起因する損害
- ②被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ④**9**の「偶然な事故による破損等(不測かつ突発的な事故)」でない電気的事故または機械的事故に起因する損害
- ⑤詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑥土地の沈下・隆起等に起因する損害
- ⑦保険の対象のすり傷、かき傷、塗料等の外観上の損傷
- ⑧義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
- ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断、または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑩楽器の音色または音質の変化
- ⑪風、雨、ひょうもしくは砂塵(じん)の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害
- ⑫携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑬携帯電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等をいいます。)およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑭電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑮動物または植物について生じた損害
- ⑯自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害(125cc超のバイクおよび自動車については保険の対象ではありません。)
- ⑰保険の対象の自然の消耗・劣化・性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- ⑱保険の対象の欠陥に起因する損害
ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた事故を除きます。

次の場合には、保険金をお支払いできません。①ご契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においてはその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 等

次の場合には、保険金をお支払いできません。①被保険者と同居の親族に対するもの ②被保険者の職務遂行に直接起因するもの ③被保険者の心神喪失に起因するもの ④自動車、バイク等の所有、使用または管理に起因するもの

次の場合には、保険金をお支払いできません。①保険契約者、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意 ②類焼補償被保険者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ③煙損害または臭気付着の損害

ご契約後にご注意いただきたいこと

以下の事項について、ご注意ください。

保険金のお支払い等について

1回の事故で保険金の支払額が保険金額の80%を超えたときは、ご契約は損害発生時に終了します。1回の事故につき保険金の支払額が保険金額の80%を超えない限り、保険金額は自動的に復元し減額されることはありません。

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが生じた場合または変更をご希望の場合は、セキスイ保険サービスまたは共栄火災までご連絡ください。特に以下の①～⑧までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- ①建物の構造・用途の変更
- ②保険の対象の移転
- ③住居部分がなくなった場合
- ④建物内の職作業・作業規模の変更
- ⑤建物の面積の変更
- ⑥保険の対象の譲渡

保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約が失効しますのでご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。

⑦ご契約者の住所・通知先変更

保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合はご連絡ください。ご連絡がない場合、重要なお知らせやご案内ができませんのでご注意ください。

⑧上記以外の変更をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

ご通知をいただいた後の契約の取扱い

上記通知をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますのでご注意ください。

⑦日本国外に保険の対象が移転した場合

⑧住居部分がなくなった場合

代理請求制度について

※ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください。

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する法律上の配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

- セキスイ保険サービス株式会社は共栄火災海上保険株式会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがってセキスイ保険サービス株式会社と締結して有効に成立したご契約につきましては共栄火災と直接締結されたものとなります。

- 「セキスイハイムオーナーズ保険」は、「個人用火災総合保険(新価・実損払)」のペットネームです。このパンフレットは「セキスイハイムオーナーズ保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「重要事項説明」・「約款冊子」をご覧ください。なおご不明な点については、下記のセキスイ保険サービスおよび共栄火災へご照会ください。(住宅金融支援機構から融資を受けているときは、お引受ができない場合がありますのでご相談ください。)

- ご契約の際には保険申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。事実と相違している場合には保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。

- 保険料をお支払いの際は、所定の保険料領収証を発行いたしますので、ご確認ください。

- 保険期間が1年を超える契約の場合、ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくは「重要事項説明」をご覧ください。

- 万一、事故が発生したときは、すみやかに下記のセキスイ保険サービスまたは共栄火災までご連絡ください。

もしも事故が起こったら…

24時間受付・相談サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077(無料)

携帯・自動車電話・PHSからもご利用いただけます。

- 約款冊子の内容は共栄火災ホームページでご覧いただけます。

ネットで約款！

地球環境を守るため、あなたもエコしませんか？

<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp>

◆お問い合わせ先

セキスイ保険サービス株式会社

(西日本)TEL.06-6365-4091 (東日本)TEL.03-5521-0760

〈取扱代理店〉

セキスイ保険サービス株式会社

〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル) TEL.06-6365-4091

〈引受保険会社〉

共栄火災海上保険株式会社

大阪支店 大阪法人営業課

〒530-8574 大阪市北区西天満1-2-5(大阪JAビル) TEL.06-6312-4003

本店営業部 企業営業第三課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL.03-3504-0824